

現地機関見直しに係る議論の論点整理

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
現地機関全体に共通する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県は、全体を 10 広域とし、これをベースに行政が行われており、広域圏ごとに完結していくシステムが一番望ましい。 ・10 広域、4 ブロックを基本とすべきである。 ・現行では組織ごとに異なっている管轄区域は、できるだけ一致させる必要がある。 ・10 広域を基本にするにしても、必要に応じて、時間距離など地域の特殊事情や危機管理への対応を考慮すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄区域は、圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、原則として 10 広域又は 4 ブロックを基本とすべきではないか。 ・ただし、それを踏まえた上で、時間距離など地域の特殊事情や危機管理対応を考慮する必要もあるのではないか。 	
地方事務所福祉課 (福祉事務所) 現行 10 所	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護世帯が 100 世帯以下の所が 7 つもあり、広域化など管轄の見直しをすべき。 ・被保護世帯にとっては、電話代や交通費といった経済的な問題から、複数の福祉事務所が統合されると窓口までの距離が遠くなり不便になってしまう。他の現地機関とは違った配慮が必要では。 ・住民にとって福祉は顔が見える範囲がありがたい。 ・身近な事務は市町村へという考え方から、市町村の窓口に行けばそこで福祉関係の手続が完了してしまうような制度に整理できないか。そういう意味では、市への全ての福祉業務の委託が最も良いのでは。 ・二重行政を無くすという意味でも、市への福祉事務の委託が一番合理的ではないか。県から職員を市に派遣してということも考えてよいのではないか。 ・県民からすれば末端でサービスが完結するのが良いが、いろいろな縛りがあり、また、町村の規模や能力がバラバラの現状では権限の移譲等は難しい。 ・福祉業務が市町村の窓口で完結できる業務ならば問題はないが、県などとの調整を無くすのは難しい。権限移譲と事務移譲は違う。例えば、精神障害者に対する専門的な対応は保健所や福祉事務所の立会いが必要。この点からは保健所と福祉課の統合の方がいい。 ・全国 35 道府県で保健所と福祉事務所が一緒になっており、それが良いのでは。 ・社会部と衛生部は本庁も一緒の部になったのだから現地機関も一緒になるのが良いのでは。 ・福祉事務所と保健所の管轄区域は一致してない。また、統合しても法律上は二つの機関とせざるをえないため、相互の連携強化を追求すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への委託や権限移譲は、身近なところでサービスが受けられるメリットがあるが、小規模な町村がある本県の現状や複雑な法制度のもとでは難しい。 ・福祉事務所を統合すると、被保護世帯のサービス利用者にとって不便になることから、統合ではなく、生活保護等の業務を担当する職員の配置を集約化することによって体制を確保すればよいのではないか。 ・精神障害者の保健福祉対策や要介護高齢者施策等において、保健分野と福祉分野のより密接な連携を図るため、2 枚看板にはなるが、全国状況もあり保健所に統合するのが良いのではないか、との意見がある一方、現行の体制で両所の連携を図るのが良いのではないかと意見もある。 	20~22

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
	<ul style="list-style-type: none"> 国で示された職員の定数は配置してあるが、被保護世帯が 100 世帯以下の所が7つもあり、非効率となっているのではないかと（小県など）。福祉事務所を保健所に統合しても、この定数の非効率性の問題は解決されないのでは。 		
保健所 現行 10 所 6 支所	<ul style="list-style-type: none"> 支所は保健師業務の機能強化のためにも本所に統合すべき。 市町村の保健師も充実してきており、保健所の支所は不要である。 支所廃止はやむを得ないと思うが、阿南支所については、地域的に本所から遠いところを抱えており、地域の利便性の問題や、周辺町村の保健師の数が変わっていないこと、単独庁舎でないことなどを考えると、存続させたほうが良いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所全体の保健師業務の機能強化のため、また、市町村の保健師が充実されてきたことから、支所は本所に統合したらどうか。 ただし、時間距離など地域の特殊事情を考慮する必要があるのではないかと。 	23・24
農業改良普及センター 現行 10 所 8 支所	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良普及センターの人員がうすまきになっている現状の中で、どうやって効率的な組織にするか考えるべき。 過去の人員削減の状況や食料自給率の向上が叫ばれている状況を考えると、これ以上の人員の削減は難しいのではないかと。農業生産額が減っているから組織を減らすというのではなく、センターが地域で存在感があるようなものとなるよう見直すべき。10 箇所の地方事務所農政課との連携が重要。 中期総合計画等で農業生産額を上げていく目標を達成するためには、センターや農業関係試験場、農業大学校は表裏一体のものである。 合理化は理解できるが、県内農業の立地条件は変化に富んでおり、必要とされる技術も違う。遠距離の地域や山間地に対する配慮が必要ではないかと。 支所の廃止によって地域によっては管内がとてもの広くなる。小海のような農業の拠点や阿南のような時間距離の課題を抱えた支所もあり、地域性を考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約化して効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合したらどうか。 ただし、農業の拠点地域や、時間距離などの地域の特殊事情を考慮する必要があるのではないかと。 	25・26
建設事務所 現行 16 所	<ul style="list-style-type: none"> 過去に統合を議論した際には、業務の現地性や現場性、災害対応の機動力等の観点から現行の体制のままとなった経過がある。考え方は今でも変わっていないのではないかと。一方、組織力の低下は否めない状況にある。 予算が大幅に減少している。全体として縮小させる方向はやむを得ないのではなか。 10 広域を原則に考えるべき。事務所の配置が手厚くなっている地域がある。交通網の整備や通信技術の発達の状況からも、広域ごとに 1 所を基本にすべき。 10 広域圏に 1 所を基本とする。一方で今後は維持管理が中心となるので現場事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域としてのまとまりや、各機関の管轄区域を極力一致させる観点から、基本的には 10 広域に 1 所とし、他の所は、道路維持管理等身近な業務を行う支所とすべきではないかと。 しかしながら、建設事務所が存在していること自体が地域に安心感を与えていることも考慮すると、一気に再編すること 	27・28・30

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
	<p>として残すことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方向性としては 10 広域を基本として業務内容を整理し、維持管理について支所等の対応を検討する必要がある。 ・基本は広域圏に 1 事務所で、あとは支所をどうするかというところ。例えば南佐久と佐久は同じ市内で物理的にはほとんど距離がない。こういう状態は外からみると合理化されていないと見える。過去と比較して道路事情もよくなり、除雪の体制等も充実してきているし、事業量も大きく減少している。一気に難しいが合理化はさけられない。 ・建設事務所が存在していること自体が地域に安心感を与えている。大雪や台風などの災害対応もある。一気に再編するのは難しい。多少時間をかけたほうが良い。 ・ダムの遠隔監視装置や道路情報盤などがあるため事務所そのものをなくすことはできない。但し、建設業許可や用地交渉など機能面の集約は研究すべき。全ての事務所にフルセットの機能がある必要ない。 	<p>は難しく、多少時間をかけたほうが良いのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方、建設事業の業務量は減少しており、また、1 所当たりの職員数も少人数になっていることから、整備や用地関係等特定の業務は、10 所に集約できるのではないかと。 	
砂防事務所 現行 3 所	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防事務所の管轄区域は災害が非常に多い地域であり、必要な機関かもしれない。 ・砂防事務所は地元の情報をもっており信頼も厚い。合理化するにしても災害対応などの体制をどうしていくのかを示す必要があるのではないかと。 ・土尻川地域はすぐに崩れる。崩れたときにすぐに対応する必要がある。即応性を確保することが必要。 ・崩れやすい地域にあり、常に投資をし続ける必要がある。民生の安定上からも事務所は必要だが建設事務所との機能分担を考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が多い地域であることや地元の信頼感を考慮すると、3 所体制は維持し、一部業務の建設事務所への集約等効率化を図ったらどうか。 	29・30
労政事務所 現行 4 所 1 分室 1 駐在	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の 8 割が電話相談であるならば、現地に置く必要がないのではないかと。 ・業務は労働相談のほか、地域における労働教育（業務量の約 4 割）を行っている。 ・労組のない会社の労働者に対する一定の配慮が必要か。 ・組織はある程度の人員がいてお互いに切磋琢磨するという体制が望ましい。4 以上の統合は無理だと思うが、一定の人数は必要では。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ブロック 1 所体制とし、分室及び駐在は本所へ統合したらどうか。 	31・32
家畜保健衛生所 現行 5 所 1 支所	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の伝染病発生等危機管理を前提とした議論が必要。内部的機能強化が必要。 ・鳥インフルエンザ対策など危機管理対策を考えると統合するよりも強化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザ対策等危機管理への対応の必要性から、現行の 5 所 1 支所体制を維持したらどうか。 	33・34

	これまでの審議会の主な意見	議論の論点整理	資料ページ
教育事務所 現行 6 所	<ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所の業務の主たる対象である小中学校数や教職員数からすると、松本と長野の規模が大きく、上田と佐久、伊那と飯田を統合するとバランスが良くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ブロック 1 所体制を基本とし、4 所に統合したらどうか。 	35～38
農業大学校 現行 農学部キャンパスが 2 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンパスが学年別に分かれているのは人間関係の育成等の観点から良くない。教育効果を上げるため、大学校は松代に統合し、小諸は担い手育成の拠点とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上の配慮及び学部としての一体的運営の観点から、農学部は松代に、研修部は小諸に集約したらどうか。 	39・40
農業関係試験場 現行 品目型 4 場 地域対応型 2 場 企画調整型 1 場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の技術は高度化しており、統合によって試験場の機能が弱体化するのを懸念している。内容を見直すとしても発展的な見直しをすべき。 ・ 試験研究は先行投資の面がある。これまでの業績も評価しより発展させる方向で考えるべき。本県は南北に長く、地域毎の気候風土にあった作物を作る必要がある。 ・ 農業には付加価値をつける必要がある。そういう意味から試験場の実績があがっている部分はもっと評価すべき。 ・ 統廃合はしなくても、品目別と地域対応型の試験場が混じっている現状からすると、試験場の性格を品目別に整理していく必要があるのではないか。 ・ 品種・技術開発力は激化する競争の勝敗を分ける大きな要素であり、将来方向として、作目専門性を基本とし、作目の適地性にも配慮した体制とすべき。一方、特に南信地域は異なる気象特性に対応した特徴ある作目展開がされており、地域性を考慮した試験研究体制の確保が必要。 ・ 試験場は品目や地域性が考慮されてこなかった。品目と地域性に着目して再編を考えれば良い形になる。 ・ 中信と南信の各試験場はもう少し品目で整理する必要があるのではないか。 ・ 農業総合試験場と農事試験場は一般の人には違いが分からない。統合など考えられる部分がないか。 ・ 民間に委託できる部分など民間活力の活用も考えていいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品種や技術の開発力を強化するため、品目別を基本に、品目の適地性も考慮して再編したらどうか。 ・ その際には、地域によって気象条件が大きく異なる本県の状況から、地域性も考慮する必要があるのではないか。 	41・42